

平成30年9月10日（月曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成30年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	児玉	藤子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩淵	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	三浦	敏	君
教育課長	赤間	隆之	君

選挙管理委員会事務局長 伊藤政宏君
代表監査委員 丹野和男君

事務局職員出席者

事務局長 千葉義行 主査 菊地磯子

議事日程 (第2号)

平成30年9月10日(月曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〳 第 2 議案第52号 松島町都市計画マスタープランの策定について
 - 〳 第 3 議案第53号 松島町営バス運行条例の一部改正について
 - 〳 第 4 議案第54号 松島町町税条例等の一部改正について
 - 〳 第 5 議案第55号 松島町都市計画法条例の一部改正について
 - 〳 第 6 議案第56号 松島町特別敬老祝金支給条例の一部改正について
 - 〳 第 7 議案第57号 松島町保健福祉センター条例の一部改正について
 - 〳 第 8 議案第58号 平成30年度松島町一般会計補正予算(第3号)について
 - 〳 第 9 議案第59号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 〳 第10 議案第60号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
 - 〳 第11 議案第61号 平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
 - 〳 第12 議案第62号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第1号)について
 - 〳 第13 議案第63号 平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算(第1号)について
 - 〳 第14 議案第64号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
 - 〳 第15 議案第66号 工事請負契約の締結について【富山避難路整備工事】
 - 〳 第16 議案第67号 工事請負契約の締結について【古浦漁港防潮堤整備工事】
 - 〳 第17 議案第68号 工事請負契約の締結について【農道北小泉幡谷線舗装補修その1工事】

- 〃 第18 議案第69号 工事請負契約の締結について【農道北小泉幡谷線舗装補修その2
工事】
 - 〃 第19 議案第70号 工事請負契約の締結について（提案理由）【農道上下堤竹谷線舗装
補修工事】
 - 〃 第20 議案第71号 物品売買契約の締結について（提案説明）【消防小型動力ポンプ付
積載車購入】
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせします。[REDACTED]さんであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、8番今野 章議員、9番太齋雅一議員を指名します。

日程第2 議案第52号 松島町都市計画マスタープランの策定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、議案第52号松島町都市計画マスタープランの策定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。皆さんおはようございます。

それでは、早速私のほうから大きく1点なんですが、市町村マスタープランとしての本計画プランで説明の中では、町としてまちづくりの理念や都市計画の目標とあわせて全体構想、地域別構想とそれを実行ならしめるための体制等をお話いただいております。このマスタープラン、俗に都市マスあるいは市町村マスタープランというふうに言われているものなんですが、まず第一に、このマスタープラン策定に当たっては国の指導でしたり、あるいは法令等の中身で書いてあるわけですが、まずこの「町が主体的に独自性を発揮して住民参加のもとに作成するもの」というふうなうたわれつつ、その策定に当たっては「必ず住民の意見を反映させるために必要な措置を講じること」というふうに求められているわけなんです。それでここから質問なんですが、これまでの計画策定に係る経過ですね。今回、案として出されたものについては取り組んできた経過とか、それが資料編に全部今後載ってくるものだと思うんですが、町民の皆さんにより理解せしめるためにもこの資料編に本来入るものとして、それらの経過あるいは取り組む過程において町独自が策定のための委員会等を形成して進んできていることとか、あるいはこの6月の後半からでしたか、7月の中旬

まで町政懇談会が町長を中心にして行われてきたと思うんですが、町民向けにこの機会に若干触れさせていただいて説明をしているかどうか、そういったことも踏まえてちょっとご説明いただいたらなというふうに思いますので、そこを先に説明お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これまでの取り組んできた経過とか、それから今後について、それからこの間6月の下旬から7月までに11カ所で行政懇談やりましたけれども、そういった内容等については担当課長から答弁させます。

提案するに当たって、この間全員協議会を開いていただいて指導していただきました、元禄潜穴等につきましては、文言を整理してきちっと入れさせていただきました。ありがとうございました。

それから、この都市計画マスタープランを策定して今後進めいく上で、もう15年たっているのではないかということもありますので、今後こういったものを一つ一つ進めていく上には毎年振興計画表を出しなさいよと、提示してくださいということでしたので今後そういう方向でいきたいというふうに思います。

あと、ほかの質問については担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、今回策定しておりますこちらの資料編のほうにつきましては、これまでの策定経過ですとか、あとは構成に当たりました各種委員会とかそういったことも含めてまいりたいと思います。それで策定に当たって、これまで検討してまいりました経過なんですけども、こちら平成28年度7月から策定を進めてございます。この経過につきましては、町のほうでまちづくり検討委員会というものを組織いたしまして、その中で本郷地区ですとか、根廻地区、高城、海岸、手樽地区、各行政地区のほうの代表の住民の方を構成のメンバーに加えまして総勢で14名でまちづくり委員会、それにアドバイザーとしまして大学の先生を入れて総勢15名で検討会を重ねてございました。

平成28年7月から始まりまして、これまで第9回こちらの検討委員会のほうを開催しまして、各地区で将来像、こちら目標を定めた。当然、定める前には現状を課題として整理したりとか、そういった経過を踏まえまして9回の議論を重ねてこちらの策定に当たってございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 本日のマスタープランの策定についてという議案をいただいて、私も議会選出での都市計画審議会のメンバーという形の立場もありますから、そういったことも踏まえて見ていったときに、やはりいろいろ聞かせてもらって住民からの、いわゆる町民の声としての反映のあり方、そういったところがある一定の時期を捉えてパブリックコメント等を実施したり、あるいは本日このように議案として提案されているわけでありましてけれども、今後の計画の、基本計画ではありますものの今後の実施の実効性の担保っていうんですかね、それが住民合意形成の上での計画策定なんだよというところとか、そういったことをどう見ているかというところをちょっともう一度恐れ入りますが伺いさせていただきますか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

まず、こちらにつきまして、平成28年度に町民アンケートのほうを調査で集めてございます。また、あと今年2月につきましてはパブリックコメントということで広く意見のほうを町のほうに寄せていただいております。その中で今後の実効性ということなんですけれども、今回は策定ということで進んでまいります、平成30年度、今年度、31年度以降につきましては町の長期総合計画、実施計画の中で毎年どの程度進んでいるのか、どういったことであるかを進めているのかというものを確認していきたいと思っております。

また、32年度につきましては長期総合計画策定してから5年目を迎えますので、実は来年度からそちらの見直しの準備のほうを進めていく上で、当然もう一度アンケートとかも考えてございますので、その中でも広く意見を集めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫君議員。

○4番（赤間幸夫君） ざっとそのような答弁かなと思いつつ質問をさせていただいているわけなんですけれども、要はこういった計画、プランニング、そういったものが委託として出され、そしてその成果をもって初期段階っていうんですか、スタート段階から中間そして今回のように最終段階に来てということでの流れから町民に情報を積極的に行政からのお知らせというか、そういった流れで描いておられるんだろうと思っております。

ただ、これ最後にしますけれども、町長にお願いしたいと思っているのは町のいろんな計画、委託等に係る計画づくりを盛んにやっておられますね、いろんな方面、施策に対してですね。それらが今回のマスタープランでは特にですが、20年あるいは中間で10年、あるいは5年、3年という実施計画でローリングさせるなら、その進捗管理をしながらやっていかれると思っておりますけれども、それが住民にきちんとお披露目、情報提供されるような流れになっていか

なければいけない。そしてなおかつ、これは私ども議員活動していく中でどこの自治体もちょっと進んでいるなと思える自治体を見てくると、やはりその自治体の首長さん初め幹部の方々がかなり熱心に熱意を持って、飽くなくっていうんですかね、忍耐強く住民説得とともに成果を一つ一つ上げていく姿というのが見てとれるような状態あるんですね。松島もぜひともそのようにあってほしいと思うわけですが、その辺町長最後の答弁として伺っておきたいと思えますけれどもいかがですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） さまざまな計画があるなということでありまして、確かに長期総合計画、国土利用計画等々ございまして、あのときにはたしか、アトレ・る、松島町の文化観光交流館で町民向けにも説明会やったと思えますけれども、今回の都市計画マスタープランを策定して12行政区というか11カ所でいろんな役員の方々と地区懇談をして、やっぱり一番なのは14年が経過してもう15年目に入っているだけけれども、その14年前と今では何が違うかというやっぱり人口形態っていうんですか、その地域、その地域の人口形態がどんどん変わってきている。特に、我々手樽も含めて北部地域等については、ぐるっと桜渡戸までいくかもしれませんけれども、年々高齢化がどんどん進んできている。そういった中で、このまちづくりをどう考えるんだということが一番やっぱり区長さん方は懸念されていたんだらうというふうに思います。だから町とすれば、そこでいろいろ議員さんからも一般質問等でいろいろお話を受けて、地区計画等をきちっと立てろよという話を承って、その地区計画を立てて土地利用をやっていくという上ではこれからは立てた場所等、計画した場所等についての今度の進めるが上の住民の方々への、また地権者への方々への説明責任とかそういったものをしながらまちづくりやっていって、こういうふうな町の人口フレームを考えていきたいという、まちづくりを考えていきたいというのが今後説明を求められていくんだらうというふうに思います。そういったことを注視しながら、さまざまな計画を、長総は5年で1回見直すということになっていますし、都市計画マスタープランもつくればいってことじゃないので、ぜひこれらに沿うようにいろんな計画を立てた上では一つ一つ丁寧に町民の方々に説明しながら進めていきたいと、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 答弁ありがとうございます。やはりこのマスタープランの127ページ以降、計画の実現に向けてという流れの中に書いてあります、計画と実施、マスタープランですから基本計画を立ててそれに基づいた事業の進捗等を実施計画等で推しはかりながら進め

ていくという流れ。それが最終的には財源手だてが、あるいは財源の見通しとか、なかなか進まないんだということだけに済まされないような形とあわせまして、やはり行政の成果・評価は今日的に言えばスピード感が最も大事かなというところありますので、何らかの形で住民向けにアピールなり事業報告を差し上げるというふうなことは必要かなという思いであります。ぜひとも頑張ってもらってやっていただけたらと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 1点だけちょっとお伺ひしたいと思うんですが、今もお話出たんですが、町の人口がどんどん減っていると、こういう中で定住という問題がどうしてもいろんな場面で議論になるわけで、今回のマスタープラン策定においてもその部分でのファクター大きいかなというふうに思うわけです。それでその人口増加対策については、あるいは定住対策についてどう考えるのかというふうにいったときに、町長はまず宅地があれば転入者等々が入ってくるのではないかというのが考え方の大きな基本の中にあつたかなというふうに思っております。そうした中で、今回のこのマスタープランを見たときに愛宕駅周辺ですね、このところにやっぱり相当そういった面での力を入れていくのかなという印象を持って見させていただいたわけなんです、手っ取り早く言えば一番土地として、ある意味手をつけやすいのは用途廃止をした動伝住宅ね、あの地域なのかなという思いがするんです。具体的に宅地造成なり開発をするといったときに、町が持っているそういう土地も含めて、あの辺でどういった考え方で進めようとしているのかなというように思ったものですから。今、根廻・磯崎線も工事に入ってきておりますし、交通のそういう意味では要所にもなっていくと、そういう場所ですからその辺についてのこの宅造の考え方等含めて、一定の具体的なものがあれば教えていただきたいと、こういうことであります。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご質問にお答えします。

町の人口年々減っているということで、町の重要施策のほうにも定住掲げておりますので、当然こちらの今回の都市計画マスタープランでもその辺を加味してございます。お話のとおり住宅地がないと、町のほうでも広くそういった土地があればということもございます。今回都市計画マスタープランをつくる上で、もう1つ気にしていたのは新たに町のほうに住宅地を設けまして外から呼び込む、それも1つの施策だと思いますが、今回のマスタープランでは今ある既存住宅、地域コミュニティーの維持という観点からも今ある調整区域の中に種

地としまして地区計画で住宅地をつくっていききたいということを盛り込んでございます。

済みませんけれども、資料の54ページ、お手数ですがお開き願います。こちらのページを使いまして、ご質問のほうをお答えしたいと思います。

こちらの54ページ、都市構造図ということで将来の都市構造を目標を設定してございます。こちらのほうで黄色で囲われているところ、こちらを地域居住拠点ということで今回新たに設けたものでございます。市内の駅前、あとは愛宕駅から初原地域にかけて、こちらを地区計画のほうで今後進めていききたいということで考えております。また、ご質問のほうにもございました動伝住宅、こちらにつきましても黄色の丸入れております。あわせて、根廻・磯崎線の国道45号線と接続される場所には産業系ということで青丸をつけてございます。こちらのほうなんですけれども、根廻・磯崎線が45号線に接続する箇所から動伝住宅を含めて一体的に面整備のほうを計画していききたいなということで、現在設定しているものでございます。交差点部分には産業系の集積かけまして、それとあわせて背後地となる動伝住宅に住居系の整備をしていききたいということで描いたものでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それはこの図面を見れば大体そういった方向なんだなとわかるんですが、結局用途廃止をした状態の中でまだ戸数が残っているわけですよ、実際上はね。そのところが進んでいかないと、なかなか今の構想自体が進みにくいのかなと、そういう印象があるんですね。そういう中で今残っている皆さん方への対応も含めて考えていかないとうまく進まないんだろうなという問題があると思いますし、なかなか道路との関係で言うと高低差も非常にある地域なので、その辺の対応もちょっと難儀するのかなというような気がするものですから、住民対応を含めてどんなふうを考えているのかもう一度教えていただきたいなと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今言われている地区ですね、動伝地区、正直言ってこういうものにあらわすのは簡単なんですけれども、これを進めるが上にさまざまな人々の環境というのがありますので大変難しいのかなと。ただ、そろそろこれも整理していかないともうだめなんだろうなというのはつくづく思っています。あそこの根廻から磯崎に向かうその道路が、あと2年か3年で整備が終わると、そういったことでありますので、それらについて今まではあそこも何とかしたい、何とかしたいじゃなくて、今度はきちっと絵を描いて環境整備をやるよということを示して、今いる方々がそれに対してどういう対応をとってくるのか確認しながら

ら進める時期にもう来ているというのはわかっていますので、担当等と打ち合わせしながら、これは建設も入ってきますけれども来年度どういう方向で行ったらいいのか、ちょっと方向をまず確認して、もう一度その用途廃止の説明をしたんでしょうけれども、その後がずっとなおざりになっていたと思うのでそこはちゃんとやっていかないとだめだなというふうに思います。これは動伝住宅じゃなくてさまざまな住宅についてもそうだと思います。

それから、ことし夏祭りで幡谷地区に行ったときに、私から見れば若い、20歳ぐらい若いお父さんから肩を叩かれて、この間役員懇談会に行ってきたと、それで話を聞いて品井沼駅前の土地利用を聞いて安心したので私たちは楽しみに待っているので進めてくれという、そういうエールを逆に送ってもらっていますので、やっぱりそういうものについてはきちっとやっていきたい。ただ、これまで工場誘致にしても宅地にしてもそうなんだけれども受け皿が余りなくて、企業も来てください、来てください、じゃあどこへ行けばいいのかといったときに土地がない。来てから考えますじゃやっぱりだめなんだろうと思っています。だから、松島高等学校のところ水溜の住宅を見ていても、あつという間にという言葉がいいかどうかは別としてすぐに宅地が建ったということでもありますので、そういったことも考えれば交通のアクセスとか学校等とか、そういう利用価値の高いところについては住民の方々がそこへ求めて、土地のその価格の問題もあるかもしれませんが来てくれるのかなというふうには思っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 赤間議員からもお話あったんですが、やっぱり住民との関係でそのところやっぱりよく説明をして理解をしてもらうということがまず大事なことだと思いますので、ぜひせっかくつくった計画ですから、その計画の実現性を高めていただくようお願いしておきたいというふうに思います。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第52号松島町都市計画マスタープランの策定については、原案のとおり可決されました。
-

日程第3 議案第53号 松島町営バス運行条例の一部改正について

- 議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第53号松島町営バス運行条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番櫻井靖議員。

- 2番（櫻井 靖君） デマンドバスの関係で質問をさせていただきます。

もう利用登録のほうは開始されたと思うんですけども、利用登録のほうはもう何件か進んでいるのでしょうか。また、申込書の配付の件なんですけれども、バスの中に備えてその場で書けるような状況になっているのか、そこら辺ちょっと教えていただければと思います。

- 議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

- 総務課長（千葉繁雄君） 登録のほうは問い合わせはありますけれども、まだ実際にはいただいておりません。それから、バスの車内で実際に書いていただいて登録用紙を受け取るという形の体制は整えているということです。

- 議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

- 2番（櫻井 靖君） 高齢者が結構多いと思うので、このシステムを結構理解するのが難しいのかなと私は考えております。余りこういうふうなのが利用者のほうでわからないというふうな状況もあるかと思っておりますので、もし可能ならばバスに実際乗って対象の方とかなんかにちゃんと説明をするというふうなこともあればいいのではないのかなと。バスの運転手さんからも声がけを利用者さんにしてもらおうというふうなのは最低でもやってもらいたいと思うんですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

- 議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

- 町長（櫻井公一君） これらについては、この間の全協でもいろいろお話を受けて、担当のほうでもバスに職員を、最初ですね、何日間か、これから総務課長に答弁させますけれども、職員も実際乗って、またそういった方々に説明をして、多分乗る方というのは初めて乗るわけじゃないだろうから、これまでもずっと乗ってきているんだろうと思います。だからそういった時間帯の方々に主に声がけでもしながら取り組むという状況を聞いておりますので、

詳細は総務課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 失礼しました。全員協議会のときにもお話はしたと思いますが、職員の方が乗るようにして直接説明をした上で、できるだけその場でもう登録いただける方には登録を済ませていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。私のほうからも、まず今回の条例の一部改正に当たってのお話なんですが、道路運送法に基づく許可を受けて行うバス運行。これまでの通常の路線バス方式っていうんですかね。そういったものと今回デマンドバス運行のための実証実験との兼ね合いでお伺いするわけなんですが、条例の一部改正ですから、あくまで今回は実証実験としての試みというんですか、そのために条例の一部改正で入れておくのか。この実証実験の結果、評価によってはまた元に戻る形になるのか。そういったところの考え方、まずお伺いしておきたいんですが。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、今回は3カ月の実証実験運行を10月から12月の28まで行いまして、今回行うに当たりまして、まず東北運輸局のほうに区域でもって別途申請手続きをとっています。実証実験が終わりましたら廃止の今度届け出を出して一旦もとに戻すという形をとらせていただいて、1月、2月にその辺の検証を行うという形で考えております。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） そうしますと今回のデマンドバス運行のための実証実験区域エリアから外れている部分が、将来的にかなり利用者とあわせて地域の需要に見合った運行形態だなどということで登録者数がふえるような傾向が見てとれたら、町は段階的にその運行形態のほうにシフトしていくというふうな、これはちょっと現段階ではやらないうちからお話するのはどうかと思いますけれども、そういったこともあり得るという捉え方で見てとれるんですかね、その辺はどうなんですかね。先走って申しわけないですが。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回まず実験をやった上で、その結果を踏まえてということですので確定的なお話はちょっとできませんけれども、費用の部分も含めて、利用状況も含めて最終的には考えていきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この間、全協のときちょっと聞くのを忘れたんですが、例えば近い区間はどうなるんだろうなということで聞かれたんですよ。例えば、品井沼駅から検行までだよということでお願いすれば可能なんですかということが1つ。

それから、第五小学校から竹谷の郵便局だか区域の路線の違うところはどうなるんですかというような質問を受けました。その辺はどうなるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、破線のエリアですね。チラシの運行区域図の破線のエリア内で、なおかつ同じコースでの乗りおりということになりますので、近い区間で例えば上竹谷幡谷コースの中での停留地点と停留所間の乗りおりは可能です。2つ目の、例えばコースの違う上竹谷幡谷コース、北小泉下竹谷コース間での停留地点での乗りおりは今回はこのデマンドバスの実証実験の運行の路線ではちょっとできないということです。ただ、共通の停留所、停留地点であれば問題ありませんが、それぞれ単一の停留地点、停留所の場合の乗りおりはできないということです。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） じゃあ違う路線は乗り継いでもらうしかないということですね。はい、わかりました。

それから、これも仮定の話になるので答えられるかどうかわかりませんが、この実証実験をして評判がよすぎて、うちの地域も、うちの地域もということになる可能性があります。そもそも町民バスの運行は宮城交通のバス路線の廃止からスタートして、北部ということでスタートしたんですが、結局今は全体になっているよということでもありますので、こういうそのデマンド方式もそういう可能性が出てくるのではないかと思うんですが、そうした場合はどうお考えになりますか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） デマンドバス今後どうするのかということについては、今回の3カ月間ではありますけれども、期間が長いか短いかは別として、その中でどういう結果が出てくるのか、それをやっぱり注視してやる必要があるというふうに思います。私は担当なんかでよく打ち合わせしたときには、最初から100%求めるのはなかなか難しいという考えで、どこまでフォローすればいいのかということでいろいろ話しながら進めてきたと。やっぱり最終的にいろいろフォローするには、まずじゃあ職員も乗り込む必要があるなというものが最終的な判断になったんですけれども、そういったことで地域にまずできるだけ理解をしていただ

きたい。そういうことで、ある一定の経過よかったよということであれば、それはそれでまた議会のほうに実証実験の結果を報告していろいろご意見を求めるようになるかと思えます。ただ、どこの町とは言いませんけれども、全てその町の中でデマンドバスで対応しているという地域も町もないようでありますので、松島町にもし仮にそういうことがあれば私たちが住んでいるそちらの方面やるかとか、そういったことは今後あり得るのかなというふうには思っております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。住民の方々はやっぱりサービスを要求するんですよね、できるだけということですね。ただ、やっぱりサービスの提供するということは、やっぱりそれなりの負担もしてもらわないとだめなんですよというようなこともしっかりと説明しながら、できるだけよりよいサービスをしていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第53号松島町営バス運行条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 松島町町税条例等の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第54号松島町町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 若干質問させてください。

今回、説明資料の1ページ。個人町民税の非課税の範囲というようなことで、24条の1項第

2号。今回、所得控除額が10万円引き下げると、それで障害者や未成年に対する非課税所得要件の引き上げに伴う改正であると。そういう中でどの程度の、今回のこの改正によってどの程度の税の減収になるのかということを試算しているかなとは思いますが、いかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） まだ税の減収という前に、人数ですけれども125万から135万に非課税の範囲を引き上げるといった場合、平成30年度の課税の状況で見ますと1名の方が、いわゆる課税から非課税になると、そのために非課税の方が課税になるということは思っていない状況でございます。同じ話になりますが、今現在課税されている1名の方が非課税のほうに移行になるということでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 1名の方がそういうふうになって、まだそこまでは算出しないと、計算していないと、わからないというようなことであります。わかりました。

じゃあ、2項なんですけれども、今回所得が1,000万円以上超える人というようなことで配偶者控除が適用されないことになったと、このようになりますけれども、これも把握しているかどうかわかりませんが、この1,000万前年分がいいんです、本町でどのぐらいこの1,000万を超える納税者がいるのかその辺おわかりですか。また、これによってどのぐらいの増収になるのかなと、そういうこともあわせておわかりでしたら教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） 大変申しわけございませんが、1,000万を超える方というのはちょっと把握しておりません。ただ、この条例改正なんですけれども、これまでは所得制限にかかわらず配偶者控除、いわゆる38万円以下の控除ということになっておりましたが、今回31年度から配偶者控除が1,000万以上になると控除なくなるということになっておりまして、ただし配偶者控除ができるのが奥さんであれば38万までというふうになりますが、大変申しわけございませんが1,000万以上でこの配偶者控除の該当する方ということ等につきましては、ちょっと手持ちではございませんので大変申しわけございません。（「あともう1つ、どのぐらいの増収になるかもわからないということ」の声あり）済みません、わかりません。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） それでは、じゃあ今度たばこなんですけれども、私も愛煙家の1人とし

て、今回このように改正になるというようなことで、5年の経過を見ながらやるというようなことでありますけれども、これでもってどのようにたばこが変わっていくのか。たばこ税ですね、町に入る税収はどのように変化していくのかということを試算があれば示していただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） まず、たばこ税の増収分の話なんですけれども、金曜日にお話ししました参考資料、条例に関する説明資料の一番最後ということで、今現行のたばこ税が紙巻きたばこであれば約250円から300円ぐらいになると。一番今たばこ税が低いブルームテックであれば34円が大体紙巻きたばこの210円ぐらいになるということでございまして、ただ、国の試算上の話ですけれども、現在の国の試算上では今回のたばこ税の値上げで、いわゆる地方については大体181億、今年度10月から値上げした場合に地方分のうちのいわゆる市町村分で181億ということで増収を見ております。また、最終年度のこの最終的に300円から210円にした場合、国のほうでは1,017億の増収を見込んでいるということでございます。ただ、町のたばこ税の話になりますけれども、町のたばこ税につきましては、もうご存じのとおりこれまで数回たばこ税の値上げとかあってますけれども、大体マックスの時点で1億数千万というたばこ税が入ってきていたんですけれども、今年度決算においても8,000数百万ということで、毎年7%、8%から減収になっていると。こちらについては、私もたばこ吸っていませんけれども、やめる方、あとこのように紙巻きたばこから加熱式たばこにかえられる方ということで税収が今少ない状況ということになっていると、それらを含めるとどうしても国のこの試算上に対しての伸びというのは、町の税収では見込めないんじゃないかと私は思っています。それでことしの予算についても8,500万ぐらいですかたしか、8,700万ですか、の予算措置をしているんですが、どうしてもちょっと本数だけしかわからないもので、これまでの4月から8月までの収入についても去年に比べると7%から9%ぐらい毎月税収が落ち込んでいるということを踏まえると、10月以降にこのたばこ税が上がっても今年度予算のぎりぎりぐらいの収入になってくるのかなというふうに感じているところでございます。

また全国的な話で申しわけないんですけれども、これまでの国のたばこ税、地方も合わせてですけれども1兆円、国が1兆円、いわゆる地方が1兆円ということで2兆円、こちらの歳入というかたばこ税収がもう平成8年からほとんど変わっていないんです。ただ、売上本数だけはもうやめる方とかいろんな方で落ちているということになってきますと、国と地方を合わせてもこのたばこ税を引き上げても2兆円前後では推移していくのかなということで、

国は2兆円、いわゆる地方1兆円、国1兆円という考えはあるかもしれませんが、町たばこ税についてはやめる方とかそういう方とか踏まえると、たばこ税の伸びはちょっと考えづらい。逆に言うと減収になるかもしれないということで、今のところ考えているところでございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今回の地方税法、所得税法等、国のほうで税制を変えたと、こういうことで説明や今の質問にもありましたけれども、給与所得の控除ですね、これが一律に10万円引き下げられると、こういうことになっておりますし、それから給与収入を超える場合の限度額、これが850万円ということで195万まで、現在は220万ですかね、これを195万まで下げるといふようになるわけですね。結局、この控除を縮小するわけですから事実上増税になると、ここだけ見ればね。しかし、基礎控除においては10万円を引き上げますということで相殺して、一応増税にはならないのかなということになるかとは思いますが、そういう認識でいいのかどうか。その辺についてどうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） ただいま、今野議員さんがご質問ありましたが、給与所得控除については10万円引き下げと、その分基礎控除で10万引き上げということで、給与所得の方で850万までの方については変わらないと。ただ、一番最初に申し上げた、今野議員さんが申し上げたこれまで1,000万超えの人が上限で220万控除だったのが、今回からは850万以上の方が195万の控除ということでご質問があったその認識でよろしいかと思えます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そういう意味でお互い相殺すれば増税にならないと、こういう考え方だとは思いますが、その給与所得の控除と基礎控除というのがなぜ別の言葉で定義をされているのかということが私はあるのではないかなと思うんですね。そこで相殺すべき控除の性質のものなのかどうか、その辺についてどういうふうに認識をされておりますか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） こちら国の資料なんですけれども、あくまでも働き方の多様化を踏まえてと、特定の働き方だけでなくさまざまな形で働く人を応援し、国で言う働き方改革を後押しする観点からということで、私も今野議員がおっしゃるようにこちらの振りかえ、振りかえという話はあったんですが、このような国の趣旨を踏まえて地方税法の改正という

ことで給与所得から基礎控除の振りかえということで、またちょっと別な話になるかもしれない、営業所得の方についてはこれまでいわゆる給与控除がなかったということで、どちらかというところまで33万の基礎控除が今回の改正で43万に引き上がるということで、そちらの給与所得じゃない営業所得の方は若干変わりがあるのかなということでは認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 国のほうの働き方の多様性ということの中で今回の税制改革だと、こういうことになるわけで、今お話にありましたようにフリーターだとかなんとかという企業家だとか、言ってみれば個人事業主に当たる部分のところ、言ってみれば控除額がふえると、こういうふうになりますから個人事業主においては減税になるのかなということにはなるかとは思いますが、私が聞いているのは給与所得控除の意義ですね。この意義と基礎控除の意義というのは全く違うものだろうと、それを相殺することに問題はないのかと、どういう認識かということでお聞きをしたんですが、その給与所得控除は言ってみれば個人事業主における必要経費相当のものになるかと思うんです。そういう意味で言うと、基礎控除のほうは生活の最低保証をするための控除だということで、この2つをごっちゃにして控除を相殺するということ自体考え方に問題があるんじゃないかなと。国の考え方なんで、ここで前に並んでいる皆さん方がそう言われてもなと、こういうふうには思うかと思うんですが、まだこういう考え方で進められてしまうともう物事が全てごっちゃにされて、何でもいいことになってしまわないかというふうな気がするものですから、町としてそういったところの認識をきちんと持った上でこの行政を進める必要があると思ったのでお聞きしたので、もう一度その辺についての考え方あれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 確かに、給与控除と基礎控除の話ですね。そもそもの考え方というのは、ちょっと違う。逆に言えば全然違う。最低保障の話であったり、給与に基づいた所得の保証であったり、これを一緒に絡めて考え方はどうかと。正直言ってこれは違うものだなという認識あります。ただ、我々もちょっとこれ正直言って仕事している中で、やっぱり地方税法の改正によって、長く詰めていくとこれは何となく一緒に物事考えているのかなと思ってみたり。決してそれは本当に好ましいのかどうか、そういうやり方が好ましいのかどうかというのは多少私なんかはやっている上では疑問は持っています。ただ1つの、今回の改正の中ではこういうルールの中で税制改正が行われたということに基づいて、町としてもそれ

に基づいて今回の条例の改正に至っているということでもあります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だから副町長も一部私の言っていることを認めていただいているわけですが、やっぱり政治を担う人たちがそういう曖昧なことで政治をやってしまうと、全てが曖昧な形で進んでいくんだなというふうに思うんですよね。まさに今の政治を象徴しているこの税制改正なのかなと、そこまで言っているのかどうかというのがありますけれども、本当に私はこれささいな問題ではないんじゃないのかなというふうに思うんです。やっぱりこれから来年の10月ですか、消費税の増税なんかももう既に予定をされているわけですよね。サラリーマンの必要経費は確実にこれでふえるんですよ、にもかかわらずここで基礎控除そのものが減らされるということになると、明らかにこれはその時点で増税効果を生み出す中身に私はなると思うんですよ。そういう意味において、給与所得の控除と基礎控除をごっちゃにした取引みたいな、こういうやり方は間違いなんではないかなというふうに思うんです。その辺の認識はしっかり執行する側の皆さんにも持っていただいて、この税制改革というのはこれでいいのかという疑問をしっかりと持っていただいて行政に当たっていただきたいなど、何の疑問もなしにこれに携わってほしくないなど、こう思ったものですから、ぜひそういう点に気を使っていただいて対応を今後ともお願いをしたいということだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第54号松島町町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第55号松島町都市計画税条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第55号松島町都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 松島町特別敬老祝金支給条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第56号松島町特別敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番杉原崇議員。

○1番（杉原 崇君） 1番杉原です。祝い金の減額ということで、私も間接的に実はすごくがっかりしたというふうにお話をいただいている、減額する、なぜしなきゃいかとか丁寧な説明が必要だと思っているんですけども、その中で、資料の中で少子化対策だったり介護施設の事業ということで案ということで書かれていますが、少子化対策の特定不妊治療助成事業ということで、29年度5万円の助成でたしか7件だったかと思うんですけども、ほかの市町村を見ると東松島で15万円だったり、石巻で10万円、最大6回いいですよとか結構幅広く予算も多くつけてやっているんですけども、この不妊治療大体、すごく高額になるということはお話は聞いているんですけども、この5万円の助成でもうちょっと増額ということは考えられないのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 特定不妊治療につきましては、助成額は1回当たり10万円にな

っています。ただ、治療方法によっては5万円が上限のものもありまして、29年度は100万円の予算を計上いたしております。29年度から開始した事業なんですけれども、最終的には7人の方がお使いいただいたということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 大変失礼いたしました。であれば、納得しました。それで、先ほども話したんですけれども、ぜひこの88歳迎える方、3万円の減額ですごくがっかりなさっているんで、やっぱり丁寧な説明をぜひお願いしたいと思います。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今回の改正なんですけど、高齢者が多いということも含めて健康な高齢者が多いということでの減額も一部関与しているのかなというふうには思っています。しかしながら今回の5万円から2万円に下げる、そして99歳の白寿の方が据え置きということになっているわけでありまして、これの白寿の方で10万円を逆に引き下げて、この一番年齢の今元気でいられる88歳の方に多く上げようか、そのような検討はされたことはあったのかどうかまずお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 検討があったかということなんですけれども、今回に至るまでにまず庁舎内で、この人数とお金と白寿その他どういうふうに取り扱うかというのは内部で何回か検討をさせていただきました。その中で結論的に今回、白寿の場合は今回は10万円というのは据え置きましょうという考え方をしております。庁舎内で何回となくこのシミュレーションですね、5年後に人数どうなるかというそういうシミュレーションをしながら、それは例えば88歳とか99歳とかというふうは何回かシミュレーションをさせていただいた中での今回の提案という形になっております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 私はできれば88歳の方に多く出して、白寿の方にはできれば少なくともいいのかなというふうに私は思いました。ただ、99歳となるとかなり人数が限定されるからそれでもいいのかなというふうに町のほうとしての検討になったのかなというふうに気はしているんですが、しかしながらやっぱりお金は生きているうちに、健康なうちに、本当に使い道のあるときに使ったほうがいいんだろうと思うんで、99歳になってから私10万円使いますなんていう方はなかなか少ないのではないのかなというふうな気はいたしますが、できれば今回は下げることに對しては余りよしとはしなかったような気はいたします。しかしなが

ら、町の財政そしてこれからの人口動態を考えたときにはしようがないのかなというふうには思っております。しかしながら、今回のこの88歳で敬老祝い金を贈呈するわけですが、松島町の中で元気老人がたくさんいるんだろうと思います。そんな中で、この敬老祝い金いないという方はおいでになるでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） これまでいないという方はいなかったんですが、実はことしお一人いらっしゃいました。いないと、私はまだ元気だと、いただきたくないということで何回もご説明申し上げたんですが、丁寧にお断りされました。あと去年、お二人の方からその敬老祝い金を元気で過ごしてきた御礼も含め、町の福祉に役立ててほしいというお話ありまして、お二人分の敬老祝い金をご寄附されて、車椅子を何台か買いまして今どんぐりのほうで無料の貸し出し等行っております。最新のデータでは、松島町の女性の平均寿命が89歳くらいになってきていますので、女性の方は一般的に88ぐらいまでという時代になってきたこともあり、そういったご意見が議員おっしゃるようになってきているという実態でございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そのような状況が今出てきているということですが、町長としてお聞きしたいんですが、必要でないというふうに言われたときの取り扱いについてどのようなことを考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 直接、私必要でないと言われたことはなかったので。どう取り扱いますかということなんですけれども、町の規定であればこういうことでということで差し上げまして、本人がどうしても辞退するのであれば寄附行為というふうな形でしていただければ、その方のご意思も反映されるのかなというふうに思います。ただ、この敬老祝い金については実は昨年からの議会の中でもいろいろお話を申し上げてきて、いろいろ考えていきたいと、今野議員からも大分指摘を受けましたけれども、町で紙おむつ等もやっていなかったというのちょっとあのとき初めてわかったんですね、正直言いまして。これは社協でやっているんだという話でありました。やっぱりこれは在宅で必要な方々がどんどんこれからふえるんだろうというふうに思っていて、やっぱりこういった方々、今はこのぐらいの人数だということですが、2040年ですか高齢者が、我々が80を超えてくる時代にはもっともっとふえてくるんだろうというふうに思っております。ですから、そういう在宅

等での手当等にできるだけ裾野を広げる意味の上でもやっぱり見直しは必要だろうと。県内の敬老祝い金等についての支給額について全て見させていただきましたけれども、やはり松島とすればいずれかはこれも手をつけなくちゃならない年に来たんだなというふうに思っております。前回、内田町長のときにやられていますけれども、白寿の方はどうですかということ。これまで松島町として11カ所で行政懇談やったときも、この敬老祝い金等についてはお話し上げてきましたけれども、区長さん方からは別段もう、いややっぱり出したほうがいいんじゃないかというご意見は余りなかったのかなと、ただ、それよりも裾野を広くして、じゃあやってくれるんだなということであれば前向きに捉えていただいたのかなというふうに思います。ですから、額が下がったからどうのこうのということだけでとられるんじゃないで、できるだけこういった方々に今後必要としていただくと、そしてこの中で不妊治療というのがひとり歩きしちゃったんで、ちょっと私も困ったなということもありますけれども、そういったことも含めて相対的に松島町とすればある一定の福祉の中でいろいろ利活用していきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） この財源等の差額が出た場合は、十分に定住促進または子育て、そういう意味での社会福祉の充実のためにぜひ使っていただければと、そのように思っております。また、元気な方で私はまだ敬老祝い金をいらないと言っている方がいるということでございますが、ぜひその方には寄附行為ということでしょうかね、そういうことでのお勧めをしていただいて、よりよい方向になっていただけるようお願いをして質問を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、町長の答弁の中で私の名前が出ましたので、ちょっと何か私が紙おむつの話をしたので敬老祝い金が減ってしまうというふうに誤解されても困りますので、私は敬老祝い金を減らして紙おむつをもう少しふやしたらどうかというお話したつもりもないわけでありまして、そこはぜひ誤解のないようにしていただきたいなというふうに思います。ただ、紙おむつ、ここにも書いてありますけれども年間支給総額を6,000円にしたいと、今までの倍ぐらいになるのかなと、こういうことなんでしょうが、他市町と比べるとこれでもまだまだ不足という状況なんではないのかなというふうに思うんですね。私はそういう意味でその敬老祝い金を減らした範囲の中だけでこの問題を考えると、紙おむつの支給を考えるとかね。あるいは、その前には障害者の移動サービスですかね、こういったものもぜひやってほしいというお話もしているわけですが、やはり基本的には町における福祉あるいは社会

保障といった費用そのものの全体が膨らまないと実現できないのかなというふうに思っております。そういう点でもう少しですね、これ見ると敬老祝い金の縮小の範囲の中でこの事業をするという形にしかなくてはないかと、こんなふうに思うんですが、もう少し敬老祝い金、私はね、敬老祝い金確かに財源、町がね、ないということも、ないと言ったら変ですけども、厳しいとかそういう話も聞きますから、運用の方策としてそういうものを一定程度回すということはあっても仕方がない時代なのかなという思いもしているんですが、それでも本当にその毎月、毎月介護をされて困っている方もどんどんふえてくるという状況の中で、そういう意味でもやっぱり他市町とレベルを同じ程度には最低限していただきたいなというふうに思うんです。敬老祝い金については県内全市町村お調べになって今回の提案に、額にされたということですので、紙おむつについてもできればそういった、せめて2市3町に肩並べるくらいのところまでなしてほしいなというふうに思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、紙おむつ等の話が出ていますけれども、その紙おむつに限らず一応松島町として今これから高齢者福祉のほうで何が必要で、金額のその多い少ないはあるかもしれませんけれども、またこれ以外にもまた必要になってくるものもあるんだろうというふうに思います。ですから今後はそういったことについていろいろ担当と、また行政の区長さん方との意見交換等でいろいろご意見を聞いて、何が不足しているのか、その分をちゃんとフォローできるようにやっていきたいというふうに思います。決して敬老祝い金で減額になった金額だけで今後もずっとやりくりするというようなことではなくて、それはそれとしてこれ以外にまだまだドライバーの問題も出てくるだろうし、いろんなものが出てくるんだろうというふうに思います。ですからそういうものについて今後町としてさまざまな手当できるように、きちんとやっていきたいというふうに思いますので、議会のほうからもご意見等賜ればと思います。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「なし」の声あり）他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ちょっと確認だけさせていただきます。社会福祉協議会には今3,000円だよということで、今度は社会福祉協議会に負担するのか、それとも3,000円は町から直接助成するのかと、どちらなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今、社会福祉協議会の中で年間3,000円のおむつ助成券を民生委員さんを通じて配っていただいている、薬局で自分が使っているタイプのものに交換できるようにもう仕組みができておまして、民生委員さんのほうで在宅の方に声かけて歩くというような、そういった社会福祉的な位置づけになっておりますので、町としてはそれにもう3,000円上乗せしてということで、個人個人だと介護しているご家庭に負担かけてしまうので社会福祉協議会のほうに助成する形で今の額を増額していただけるように交渉していく予定でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 助成金を3,000円ふやして助成しますと、社協にということですね。はい、わかりました。

議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第56号松島町特別敬老祝金支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩の話がありますので、休憩としたいと思います。再開を11時25分とします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

お知らせいたします。議案第54号、色川晴夫議員の質疑に対し答弁漏れがありますので、これを許します。佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） 先ほど、議案第54号におきまして条例第24条第2項のご質問ということで、所得割の納税義務者の合計所得が1,000万を超える場合は配偶者控除が適用され

なくなるということで件数と金額ということのご質問でちょっと私お答えできなかったことにつきまして答弁させていただきたいと思います。

件数につきましては、平成30年度の状況でございますと18件ということで、それに伴う影響額でございますが約35万円でございます。

以上です。大変申しわけございませんでした。（「ありがとうございます」の声あり）

日程第7 議案第57号 松島町保健福祉センター条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第57号松島町保健福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 福祉センター条例の改正ですが、日曜日休館にして閉館を1時間繰り上げると、そういうのはいろいろ利用者の動向とかそういうのをやって、議運とか提案説明でもあったんですが、そういうので変えたんだと思うんですが、私ちょっと気になったのがこれは条例の改正なんですけど、参考として管理規則そちらのほうで休館日とか時間を決めていくというのが、他のいろんな施設見ましたら農村婦人の家は条例に時間とか入っているんですが、ほかではこちらの保健福祉センターもそうですけれども条例に入っていないくて管理規則になっていると、いろいろばらばらなんですけれどもこれはどういった関係でこういうふうなことになったのかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 保健福祉センターの条例では休館日とか開館時間とかが規則のほうになっておりまして、町内にあります条例でも2パターンございます。1番は指定管理者制度をする場合は条例のほうに利用時間、休館日を設けることになっておりまして、保健福祉センターにつきましてはまだ現状は直営でございますので、今回は大きく変えなかったと。ただ、別表とかで利用時間等わかりやすいようには今回工夫しております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 健康長寿課内ではそういうような形だと思うんですが、他の施設なんかでもやっぱりそういうような関係で指定管理の場合は条例に入れているというような、指定管理自体は条例にももちろん入っているわけなんで、そういうふうな形で使い分けといいますか、そういうふうなのでやっていらっしゃるかどうかわかりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 答弁願います。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回、保健福祉センターの条例と規則の関係ではそういう取り扱い
していますけれども、基本的には244条の2において、設置及び管理に関する事項は条例で定
めることとされておりますけれども、本町においては休館日、時間については、保健福祉セ
ンターについては規則のほうで定義している、これ自体は問題はないんですけれども、最終
的にはほかの条例との整合を図る上では指定管理とかそういったことをする機会にその辺は
整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今回、休館日を設けて日曜日休館ということにしたいと、こういうこと
なんです、その他の公共施設は月曜だとか水曜日だとかそういった日を休館にするという
ケースも多いのかなというふうに思います。保健福祉センターについてはデイサービスやな
んかの福祉サービスの関係で今回日曜休館だと、こういうことにしたいということなんだと
思いますが、実際の問題として平日の利用と日曜日の利用でどれぐらの利用のこの開きがあ
るのか、その辺の実態はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 曜日別に9カ月ぐらちょっと統計をとりまして、一番多いの
が祝日でございます。祝日が1日平均150.3人、次に土曜日129.8人、3位が日曜日で127.9人
で、平日は大体115人程度でございます。一番多いのが祝日で、次が土曜日でした。ただ、町
内の高齢者の方、町内の方って限って別にとりまして、町内の高齢者の方は一番多いのは水
曜日、木曜日で平日にいらしているといったことでございます。また、町内の中学生以下で
一番多いのは土曜日ということで、やはり町内の方の福祉を目的とした施設でございますの
で、平日はどنگりに相談にいらっしゃってお風呂にも入るというような実態、月曜日お休
みにはちょっとできかねるということと、あと給湯だけでなく床暖房も全部同じ設備から配
管しておりますので、平日は行政機能をあわせて持っている施設でございますので、そうい
ったことで町内の高齢者や中学生以下の利用とかいろんなことも考えて日曜日ということに
なりました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今までは年末年始だけの休日といえますか休館と、こういうことで来た
んですが、今度からは毎週日曜日休みとなるわけです。今お話聞いたように、利用としては
決して日曜日が低いわけではないというふうにも言えるかなと思うんですね。町外の利用も

それなりにあるということなんだろうとは思いますが、町外の方が利用すればそれなりの収入も出ると、こういう関係にもあるかとは思いますが、やっぱり毎週休むということについてどうなのかなというのもあるかなと思うんです。毎週休みだというふうになれば、周知の上ではしやすいかなとは思いますが、やっぱり日曜日だったら利用できるのに今度日曜日休みになって利用できなくなってしまうという方々もいっぱい出てくるのかなというような気がするんですが、その辺についてももう少し月1回なり2回とかいうような形の休みにするかというのは考えられなかったのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 最初、この福祉センターそもそもどうしたらいいかという、センターをつくってから随分年数もたってきて、いろんな設備関係等々、建物本体等々随分修繕が目立ってきましたというところがまず一番どうしていこうかと。これを大規模改修するとなると相当な費用がかかると、それはいつかはしなくちゃいけない。でもやはり建物である以上はちょっと長寿命化図っていきたいねというのがちょっと話の発端にあって、そういう中でどういうふうにして図っていけばいいのかということが考え方の1つで今回提案させていただきました。それで、今言われたように例えばデイサービス、それから宅配とかあといろいろあるわけですがけれども、じゃあ隔週でできないかとか月一とか、あるいは続けてできないか、連休ですね、そういうことをいろいろちょっと内部で福祉センターの職員もまぜていろいろ話をさせていただきました。そういう中で、どっちかといったらさっきちょっと触れましたけれども、月のどこやるというよりも毎週日曜日というほうがメンテするほうもしやすいし、周知もいいんでないかというようないろんな話の検討の中で一応そういう方向で今回提案させていただいたということであります。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 毎週のほうが確かに周知もしやすいしメンテも毎週というか、どの程度やるのかわかりませんがともあるとは思いますが、実際問題としてこの間その建物が老朽化して維持管理修繕が出てきたということで、この維持管理修繕ということになれば、この間だと1週間から10日ぐらい休んだのかな、そういう形で修繕せざるを得ないという状況にもなっているのかなと思うんですね。ですから、その実際上は毎週休むというだけではなしに、一定の期日を休まざるを得ない修理なりなんなりが出てくるのかなと、そのほうがむしろ可能性としては高いのかなというような気がするんです、私はね。だとすれば、日曜は開館しておくけれども年間の中で2回ぐらい1週間はもう休みますよというそういう設定

の仕方だってあってもよかったのかなという気がするんですよね。そのほうが修理修繕にはかえて対応できるんじゃないのかというような気もするんですが、その辺どうなんでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今言われたことも、そのときに、じゃあ長寿命化図っていきましょう、じゃあ報告でこれがちょっともう少し、もうそろそろ手かけなくちゃいけないって言われて直すか。それとも、もう少しそれ引っ張るかというところがありまして、やっぱり修繕っていうと多分費用的な話があるのでできればなるべく引っ張りたいというところがありました。それで週1で休んで修繕することも大事だし、あと、1週間、十日というふうに本当に最後までぎりぎり1週間、1週間でメンテして引っ張るときは1週間、十日で引っ張る場所も出てくるという、逆にそういう認識を持っています。必ず毎日やったからいいというものではなく。ですから、今回長寿命化とかそういう施設の管理していく上では、将来的には大規模改修必要なんですけれども、そこまでの間そういう手法をとりながらちょっと長く使える長寿命化を図っていきたい。ただ、どこかでは大きな改修は必要になるなというふうな認識は持っております。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ずっと年末年始だけでも休館ということできて、今回毎週ということになると本当に日曜あるいは祝日などを利用していた人たちは、楽しみにしていたものを奪われるという状況もあるのかなというふうな気がするんですね。できればもう1回考え直していただきたいところもないわけではないんですが。

もう1つ最後にお聞きしますけれども、これ休館毎週することで予算的には幾ら減るんですか。その辺はどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 日曜日の稼働日数で単純に計算させていただくと、15%から16%歳入歳出とも減ると考えております。今、一番高い町外料金の400円ですが、1人当たり需用費だけで600円くらいかかるお風呂の経費でございますので、全体として利用者も減りますけれども、日曜日朝7時半から掃除とか開けたり準備して夜9時まで開館していたことを考えると、歳出のほうでは少し効率化を図ってできるだけ町内の高齢者（「金額で言って」の声あり）という方たちの利用の平日をうまく動かせるようにしたいなと思っております。

（「金額」の声あり）金額（「16%の金額」の声あり）金額としては、歳入で80万から100万く

らの減。光熱水費の歳出で大体200万弱、180万ぐらいの減を見込んでおります。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） ここが目的だったわけではないですよ。いかがなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 日曜日来ていただいている常連の方もいるので、できるだけ休みにはしたくなかったんですが、ことしは3週間お休みさせていただいて修繕工事しております。去年は1週間。もう建設から18年、19年経過しておりますので人間と同じでそろそろ大事に使っていかないと、朝7時半から夜9時までフル稼働しているのはちょっと難しいのかなと。あと、レジオネラとかそういったのも古くなるとどうしてもメンテが必要になってきますので、週1回はきちっと塩素濃度を濃くするとかそういった対応もあわせてしてまいりたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今、このように日曜日を閉館するというようなことなんですけれども、今メンテナンスというようにすることで、もう私が議員になって町長も議員になってからのね、あそこの場所の開設ということでメンテナンスは当然あると、定期的にしなきゃならないと。施設ですね、一番水回り、どこの建物も水回りが一番大変なことになるんですけれども、本当に大規模にやらなければならないそういう時期というのは、検討して大体どの程度、今は部分部分、だましましっていうんですか、そういう、だましましっていうのは言葉が悪いですね。将来大規模改修というようなことは将来あり得るのか、それは何年先のことなのか、大体おおよそというのを目算できていますか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほど今野議員の質問のほうで大規模改修的なものは必要ですということで、じゃあその時期はというご質問かと思えます。それは正直言ってできるだけ引っ張りたい、後年に。ただしその中で、今大規模改修の中でいろんな項目もうちらもいろいろと耐用年数、設備系含めて全部見ています。でも大規模改修は、例えば5年後、10年後にするとしてもその間に部分的にしなくちゃいけないもの、大規模でも小規模でも言い方変えて、そういうものも出てきます。ですから、一概に大規模はいつごろということでは言われれば、少し5年ぐらい先にできればいいと。でもその間にしなくちゃいけないところも出てくるのかなと、小規模的なものでもというふうなニュアンスであります。でもそれにしても少しでもいいからちょっと長寿命化を図りたいというふうな考え方でおります。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今回保健福祉センターとこういうふうになるわけではありますが、その隣の建物とかね、いろんなのありますよね。それも同じように若干おそく建設されたものですから、何年になりますかね隣の建物とかケアセンターとか、もう10年、15、16年になりますか。そういうことも徐々に徐々に改修工事、そういうものはどのような計画進められている。あれは千賀の浦とかなんとか委託管理しているわけではありますがけれども、ちょっと教えてください、その辺の。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 保健福祉センターの隣の建物ということですので、特別養護老人ホームのことかと思うんですが、あれに関しましては2市3町で建設償還金負担はしておりますが、千賀の浦福祉会、社会福祉法人の建物になっています。やはり聞きますと、給湯関係とか空調関係、やっぱり大規模メンテが必要になってきてて、ただ、かなり高額になるので補修点検しながら年次でやっているというのは聞いております。町の施設ではないので参考までに一応報告いたします。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「わかりました」の声あり）他に質疑ございませんか。
11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 1つお伺いします。浴室の使用料ということで、時間も今度は7時半までか、お風呂は、入浴は。今現状はわかりませんが、7時半までは入れるよということなんですか。8時には上がってきなさいと、閉めますからということになるんですか。もう少し時間の余裕あればよかったのになと思いつつ聞いたんですが、その辺はどう考えてこの時間設定したのかなと思って。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今現在も大体7時半以降来所する方は毎日4、5人程度で、仕事帰りの方みたいな。8時半にはほとんど帰られております。ちょっと30分ご協力いただくと。それで7時半ってしましたが、半になったからたたき出すというわけではないので、やはり慌てないで着がえたり支度したり忘れ物しないで、一息ついて帰るというのを考えますと、お風呂は半に上がっていただいてちょっと和室で休むなりということも出てくるかと思っておりますので、そういったふうにちょっと時間は一応設定させていただいております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 7時半までは入浴できるんでしょう。だから8時までとなると、非常に

忙しいんでないのと。服脱いで入って、すぐ上がれっていうみたいなものでしょう。だから、飲食店さ行くと最終オーダーで何時ですよって言われて、少し余裕あって飲んだり食ったりしてこられるんだけど、お風呂ももう少しね。はっきりしたほうがいいと思うんです、7時半までいいですよと言っても、8時になったら上がってくださいねっていう話じゃなく、もう少し余裕あったらよかったのになと思ったので、これはこれでいいかもしれませんけれども、少し検討する余地があるのではないかとって質問しました。どうでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○11番（菅野良雄君） 聞き間違ったかもしれない。もう7時半には出てもらいたいということですか。7時半まで出てほしいということ、そうしたら入浴は何時までいいんですかということ。逆になると。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今ですね、9時閉館なんです但实际上には8時半にほとんどお帰りになっているという。つまりお風呂は8時ころぐらいまで大体入って、身支度したり少し一服したりして帰られるということなので、7時半を浴室の利用時間ですので、今度脱衣所で着がえたり、ちょっとお茶飲んだりっていう、8時の閉館時間まで慌てないで着がえしていただいたりするようにということで、一応この時間にさせていただいたということでございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） よくわかるんだけど、もう時間だからもう入れないんだよとかいうことにならないようにと思って言っているのね。だから、風呂出てくるのが7時半までだよということになると、もう入浴時間ゆったり入る時間を考えると大分前に、6時とか、7時までとはとにかく入らないと、それ以降はちょっと難しいでしょう。7時半まで出てくださいとなると。その辺ははっきりしたほうがいいんでないのという思いで質問しているんです。だから、今これ議案として上げてきたから急に変わるの難しいと思うんで、それは後で検討する余地があるんじゃないですかという質問をしているわけっしょ。そういうことなんです。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、時間の問題になっていますけれども、利用する方々にこちら町側としてきちんと説明をして、余りそこでトラブルにならないように努めていきたいと、このように思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第57号松島町保健福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで議事運営上、休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第8 議案第58号 平成30年度松島町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第58号平成30年度松島町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤でございます。

それでは、6款1項4目の中山間地域の事業についてお伺いをいたします。

補助率100%ということで、この任意組織はいつごろ組織された組織なんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 根廻ふるさと保全隊でございますが、平成30年4月1日に設立されました。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 私の認識ではもっと前からかなと思ったら、やはりそうであったんですね。当然、根廻地区の方が中心かと思えますけれども、もう少しメンバー構成とかわかれば

お願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） メンバー等につきましては、役員は隊長を初め7名でございます。構成員につきましては37人ということで、その構成員の要件につきましては根廻行政区に居住している者、根廻地区に農地を所有する者というふうに定めております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） ありがとうございます。せんだっての説明の中では、なんか草刈り等も含んでいるような話を聞いたふうに私は理解しているんですが、もう少しこのせっかくいい事業なので、これからの推移も見守りますけれども、この中山間地域をもう少し拡大をして草刈り等は結構町内全体の問題なので、ほかの地域にこれをうまくシフトするようなそういう方向性を持っているかどうかお考えを伺います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今回この中山間地域と農村活性化事業につきましては、いわゆる農地の保全と利活用のほかに、その土地、地域の持っている歴史的文化遺産を生かして地域づくりをしようというのが目的となっております。ですので、現行制度でございます多面的機能活動組織とはまた取り組みは異になっていくものと思われれます。詳しい活動内容につきましては、提案説明のときにさせていただきましたけれども、その多面的のほうで要件になっていない場所の草刈りになります。草刈りにつきましては、今回元禄潜穴付近等によく皆さんが寄られる場所の草刈りの維持管理、あわせまして根廻トンネルの入り口手前、仙台方面よりなんですけれども神社がございます。神社の下に田んぼがあります。その田んぼにはちょっと作付を行わず、蛍のほうを育成しようと、水質管理をしながらと。蛍の幼虫の餌になるカワニナをそこで生育させながら蛍を育成させようというふうな取り組みをあわせて考えております。最後に、高齢者起業家活動協議会のほうで整備しておりました果樹のほうも、この補助制度は3年は継続されるものというふうに補助制度上となっておりますので、行く行くは3年後に自立できるようにというような取り組みを継続して取り組む内容となっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） ますます今のお話を聞いて、ほかの地域でも当てはまるような地域があるんじゃないかと。私の住んでいる初原なんかも蛍も含めいろいろ歴史的な建造物もありますので、ぜひ検討に値すると思われるので、ぜひもう少しもんでいただいて草の関係はね、

澁谷議員もあと一般質問等で話しされるかと思えますけれども、その辺も含めてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） この補助事業の最初の取りかかりにつきましては、こういった取り組みをしているというほうの県のほうで、向こうのほうから気づいていただいて補助として取り上げられないかと相談をし、地域と相談し補助の採択に至った経緯がございます。ただ、ほかの地域につきましても同じようにそういった財産なるものを持っている地域がございますので、できれば多面的機能活動組織を周知させる際にこういった補助制度がありますということを周知して、ほかの地域も取り組めるように図っていきたいと思えます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）1番杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） スクールゾーンのブロックに関してですけれども、こちらは大阪北部地震で小学生が犠牲になった件で松島町で調べてこの1件ということなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらにつきましては、スクールゾーンのブロック塀の撤去事業となっておりますけれども、実際のところは平成16年、17年に実施をしているものであります。前からもう実施をしております、ちょっとお待ちください、済みません。平成16年に12カ所、平成17年に9カ所、合わせまして21カ所を撤去事業を実施しております。また、それにあわせまして撤去後の生垣等の設置を平成16年に10カ所、17年に9カ所ということで19カ所を実施しております。こちらは、もともとその当時実施したときには県補助金がありまして実施しておりましたが、県補助金というのがなくなりましてそれ以降ずっと実施していなかったという形になっておりまして、今回大阪での事故を受けまして全国的にそういったものと、あと国のほうで補助金が出るということでその辺で皆さんやっている箇所という形になりますけれども、今回その事故を受けまして県から再調査してくださいという形がありました。その再調査の中でスクールゾーンの中では7カ所危険なところがある。スクールゾーンの通学路に面したブロック塀ですね、そちらにつきましては7カ所危険なところがあると。あと、スクールゾーン以外とあとスクールゾーンでも通学路でない箇所につきましては、26カ所ありまして合わせて33カ所という形で今危険な箇所があるということになります。こちらはあくまで松島町の職員が目視で全部点検をした形になっております。スクールゾーン内の通学路に面したブロック塀につきましては、最終的には県のほうに報告する形になります

けれども、報告しましたら宮城県のほうから技術者を派遣いただきまして町と一緒に調査を行うという形になって、最終的に本当に危険なのかという判断をするという形になっております。今回挙げております1件につきましては、スクールゾーン内なんですけれども通学路に面していない方から1件相談があったという形がありまして補正をしたものであります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） ということは、今危険な箇所っていうんですか、そこはとりあえずは、その倒壊したというのは目視で検査していて倒壊したということなんですけれども、じゃあこの間は目視でいろいろ調べたんですけども33件ということで、じゃあそれはそのままとりあえずはいくというふうに聞こえなくもないんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 倒壊のおそれがある箇所として、倒壊はしておりません。その33カ所につきましてなんですけれども。その1件以外の方につきましては、当然町のほうから所有者のほうに相談をさせていただきます。これはあくまでも所有者が実施するものとなっておりますので、町ではちょっと強制できないという形になりますが、その辺はお願いをしてみたいと思っております。それで所有者がやりたいというのであれば、今後その辺は改善に努めていきたいと、図ってみたいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） おそれということでしたら、子供たちに対してどういった指導というか、登下校安全にやっていく中でやっぱり子供たちに知ってもらわないといけないと思うんで、そういった指導はどういうふうになさったのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それではお答えします。

大阪の女の子がブロック塀で倒れてきて亡くなったという事案についてなんですけど、松島町の中でも今お話があったようにスクールゾーン、学校から半径500メートルで通学路に沿っているのをスクールゾーンと言いますけれども、その範囲内で今建設課あるいは松島町全域で調べていただいているところですが、子供たちの指導については地震が起きた場合いろんなことが想定されます。今回のように津波が起きたり、それから津波が起きなくてもその前に自販機が倒れたり、とめてある自転車が倒れたり、あとブロック塀が倒れたり、それから看

板が落ちたりするということはあるので、そういうことについては学校で地震が起きたときの1つの危険度ということで副読本を使って説明しているところです。ただし、大人でもそうなんですけれども何か揺れたら何かに触りたいというのはあるんですが、できるだけブロック塀のところでは危険度が高いということは大阪の例もありますので、そこら辺は各小中学校の校長先生に十分に通知というかこちらで指示を出しているところでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 子供たちが安全・安心に登下校できるように、その辺もしっかりと指導をお願いいたします。

それと続きまして、もう1つ。保育士派遣業務委託料に関してなんですけど、教育民生常任委員でも保育所の件でいろいろやってお話はさせていただいているんですけども、その中でも私話したんですけども、来年10月に住民税非課税の未満児と3歳以上が保育料無料ということになるんですけども、なんか新聞かなんかで見たんですけども兵庫県の明石市でそれを先行して第2子を無料にした途端、待機児童が物すごくふえたという記事を見まして、やっぱり無料化になると子供たちを預けたいという親御さんが物すごくふえていく中で、そうすると全国的に職員不足にもなると、お互い引っ張り合いというかそうなると思うんですけども、これは今までもそうなんですけれども委託料がふえていくのはちょっとどうかと思うんですけども、なかなか難しいと思うんですけども、その職員をいかにふやしていくか正職員を、その対応策というのかな、毎回同じ答弁だと思えますけれどもよろしく願いします。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 保育士不足の対応の1つの方策として、保育士の派遣業務の委託ということで実施してまいりました。保育士については毎年正職でも募集はかけるんですけども、なかなか採用までには至っていないというような現象がここ数年ございまして、その対策として保育士の派遣業務委託、これを実施しているという状況です。なお、現在も子供さん申し込みはありまして、現在で10名ほど待機児童がございまして。内訳なんですけれども、そのうち9名がゼロ歳児というようなことで残りが2歳児が1名というような状況でございまして。保育士の数もさることながら、実はこのゼロ歳児、未満児の募集が大変多いということで、現施設において保育士をふやすのもさることながら、施設のその面積が足りないということもあって、この今現在の待機児童に至っているというような状況でございまして。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） これに関してはいろいろと議論があるので、ここでは余りしたくはないんですけども、やはり親御さんが預けたいのになかなか預けられない状況というのは、施設の問題もあるし、保育士の不足もあるんですけども、そういったことも全体的に考えながらこれから、高城保育所の話もありますけれども総合的にいろいろとやっていただければと思います。この辺で終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。12番高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 私も後藤議員に続いて、中山間地の農村活性化事業なんですけど、これ先ほど後藤議員のあれで何だっけこの、ふるさと保全隊、もっと早いんじゃないかって思ったのは、やっぱり根廻地区というのは議員の皆様もだし、職員の皆様もご存じのとおり、なかなか地区の活動が活発なところなんで根廻のヒマワリとかいろんなその地区独自でやっているんで、後藤議員も、私ももっと早くからあったのかなという感じは受けたんで、まずそのことだけ言っておきます。

それであと、金曜日に安土課長からいろいろ説明受けて、それでそのとき思ったのは事業内容が3項目ばかりあるんですけども、これ全部やるんじゃ20万で足りるのかなって心配したんです。この何ていうか内容から見てもですね。ただ、先ほどの後藤議員の中で安土課長が果樹園の観光資源、あの果樹園自体のその手入れとかそれはもう別な枠でという話、3カ年の補助金でということだったんで、まあ観光資源化のほうに特化したやつなんで別にその草刈りするとかというのじゃないんでしょう、この事業でね、やるんじゃないんで安心はしたんですけども、ただそれにつけてもこの20万というのは県の方のほうから来たという課長の答弁だったんですけども、そのもちろんふるさと保全隊のほうでもそれは納得して、向こうのほうはお願いするような立場だと思うんですけども、そういう根廻の方々の考えはどうだったのかちょっとお聞きしたいなと思いました。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず、全体事業費の20万でございますが、20万はこの本事業の補助の限度額というふうになっておりました。その内訳を申しますと、その果樹園の観光でその果樹園に係る肥料代だったり、花苗代については9万円ほどを考えていると。そのほかに水質調査、蛍の育成については5万5,000円と。そのほか草刈り等につきましては5万5,000円というふうに、合わせて20万を予定しておりますが、この範囲でできるか否かということにつきましては、この補助事業はあることを代表の方に相談させていただきまして、こ

れで取り組めるという意味確認をさせていただいて今回補助事業の採択に至っております。
以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） それを聞いて安心しました。先ほども後藤議員がほかの地区ということもあったんですが、課長の答弁のとおり水田のほうは、水、農地ですか、そちらのほうで多面的機能のほうでやっているんで、それとは別な事業だからこういう結果になったんだと思いますけれども、水田以外のところでやっぱりこういうのがもし出てきて、採択になるかどうかかわからないですけれども、こういうのもやっぱり広げていけばその地区同士のコミュニケーションとかもよくなるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ成功することを祈りたいと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 保育所の今、杉原議員の関連というようなことでありますけれども、今回の、8ページのやつですね。2項3目、638万6,000円の増額だと。これは今保育所業務、恐らく臨時保育士の募集でこのぐらい必要だというようなことであったと思うんですけれども、何人分なんですか、これは。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 当初で資格を持った保育士、こちらのほう派遣の保育士で3名採用の予定だったんですけれども、2人は採用しましたが、もう1人の資格を持った保育士さんがなかなか見つからないということもあって保育補助、こちらのほうを5名派遣をお願いしてもらっていると。そして当初は3人、資格を持った保育士が3人、そして現状では資格を持ったの2人、それから保育補助が5人ということで、おのずと派遣料のほうに差が生じてまいりましたので今回の補正に至ったというような状況でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） それでこの5名、保育補助も5名と、これ全部、この5名は全部確保したということの認識でいいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 4人は現状では今派遣してもらっておりまして、10月に入りましたら1人保育補助のほうを派遣してもらおうという予定になっております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういう中で、今杉原議員の質問の中に10名の待機児童がいると、そう

ということで施設の関係もあって足りないというようなことの答弁でありましたね。だから10名が今いるんだと、そうですね。そういうことで、こういうもの、施設が高城保育所の云々とありますけれども、こういった解消するためには人数ね、10名が全部待機あったと、待機なくなるとなればこの補正予算で組まれている638万6,000円というようなことでも足りないわけでしょう。当然ね。そうすると全部もし仮に受けるとなれば、何名ぐらいの人が必要なんですか。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 単純計算でもっていきますと、ゼロ歳児の基準数というのが3人に1人という計算なので、ゼロ歳児今9人待機しているので3人以上は必要なんだろうと。3人雇って大丈夫かという話になると、ある程度その仕事上公休とかいろいろありますんで、その辺を加味するとプラスアルファは必要になってくるんだろうと。先ほども話をちょっとさせていただいたんですけども、今の現状ですと217人児童数入っているわけなんですけれども、この9人、実は正直申し上げますと保育士ふやしても入らせることができないと。その話は部屋の面積が現状ではちょっと足りなくなっているというような状況があるから、保育士をふやしても待機児童が、そのゼロイチの部分で待機がどうしても出てしまうというような状況です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういうことで、今盛んに執行部のほうで検討され、教育民生でもそういうことでもんでいるわけでございますので、それを本当に解消するように努めていっていただきたいと。

それから、また歳入の3ページ。保育料が減額で875万3,000円とこう減額になっているわけですよ。これは当初より入所者が少なかったのか、こんなこと言うとあれですけども所得の少なかった人が多くなったのか、そういう説明がちょっとないんですね。875万3,000円と。そういうことで、このどのような内容になるのか。

○議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 今回の補正については、東日本大震災の減免について補正するものでございます。当初は、この東日本大震災の減免を見ておりませんでした。例年であれば当初予算で減免を見込んでおりましたが、今年度は交付決定がありましたのが6月の下旬ということになりましたので、今回民生費負担金の保険料を減額。そしてあわせて民生費県補助金の増額補正を行ったというような次第でございます。

- 議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。
- 13番（色川晴夫君） 減免とそこにも説明ありますけれども、減免の対象者というのは何人ぐらいになっているんでしょうかね。
- 議長（阿部幸夫君） 太田福祉課長。
- 町民福祉課長（太田 雄君） 減免の対象者の範囲というか、定義から最初は話を申し上げますと、東日本大震災で被災し全壊、大規模半壊、半壊で罹災証明を受けた人を対象としております。また被災当時罹災証明を受けた世帯の世帯員だった保護者も対象としております。そこで人数なんですけれども、保護者の数が35人、そして対象となる児童数が42人ということです。以上です。
- 議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。
- 11番（菅野良雄君） 私もちよっと先にお二方質問したんですけれども、根廻のふるさと保全隊ということで、これは4月1日結成されたということでしたけれども、どんな経緯で結成されたんだかわかりますか。
- 議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。
- 産業観光課長（安土 哲君） 結果から申しますと、こういう補助制度があるということがわかったことが1つと、あと根廻自体でこういった取り組みをしたいという時期が合っていましたので、それで結成されております。以上です。
- 議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。
- 11番（菅野良雄君） 以前、穴尻かな、何かの整備のときにあれも補助事業か何かあって、穴尻の公園整備をしたと思うんですけども、今度はこういう補助事業があるから結成されたということで、後藤議員もおっしゃっていましたがほかの地域でも補助事業あればという気持ちになった地域もあったかもしれないと私は思います。だからこういう補助事業がありますということと同じ全体というか、町民に知らせるという努力はなされたんですか。
- 議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。
- 産業観光課長（安土 哲君） その点については、全面的に周知することはしておりませんでした。県のほうから、この地区でぜひまずやってみたいという申し出を受けまして、でもやっぱりこれはほかの地域も補助制度を使う権利というのはやっぱりございますので、これは後藤議員にもちよっとお話をさせていただいたとおり、多面的機能のときに周知かける時期がございまして、ぜひ活用いただいたらどうでしょうかということで紹介申し上げたいと考

えています。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） お願いになるかもしれませんが、その以前に県事業の補助を受けたという経緯があれば、そういう形で今度はこういうのありますよということになったのかもしれませんが。ですけれども、さっきも言ったようにやっぱり町民のそれぞれの地域に、多分幡谷のほうだってそういう歴史的なものもあつたりなんかあつて、そういう補助制度があればきちっとそういう団体とか組織をつくって申請すれば可能だったかもしれませんが、今度はそういう意味も含めてできるだけそういう補助事業あるというときには、町全体の人ができるような形でお知らせしてやっていただきたいなということ。ここはだめだというわけじゃないですよ、みんな平等にわかることができるようにしてほしいなということをお願いしています。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第58号平成30年度松島町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第59号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ついてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第59号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第60号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第60号平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第60号平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第61号 平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第61号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第61号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第62号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第62号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第62号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第63号 平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第63号平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計補正

予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 歳入で松島区、高城区それぞれ貸付料が計上されておりますけれども、どこの場所でどこに貸し付けの期間等、その他貸付料、どの程度でお貸しになっているのか情報をいただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） まず、貸付料の件で松島区の今回の補正16万3,000円でございますけれども、こちらはアバロンの上の区有地ということで、そちらにつきましては町の下水道工事の発注の浪打浜の雨水管渠築造工事なんです、そちらの資材置き場用地として7月1日から9月30日までの3カ月分ということで貸して、その1件分すべてアバロン上の土地の貸付料でございます。平米数につきましては、750平米貸しているところでございます。高城区の区有地の貸付料4万8,000円でございますが、こちらは松の杜の区有地ということで東北電力の工事に伴う現場事務所等ということでお貸ししております。そちらについては、6月上旬から7月上旬までの1カ月間ということで、そちらにつきましては540平米貸し付けて補正額ということになっているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ちょっと松島区のほうは、貸し出した業者さんちょっと名前教えてください。業者名。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） 業者名ですけれども、浪打浜雨水管渠築造工事を受注した宮城地下工業株式会社でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他にございませんか。11菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 補正にはかかわらないのかもしれませんが、以前、この会計を整理したらどうですかという話がずっと続いてきて、ある何カ所、ある区、二、三の区で話詰めれば終わりますという話だったんですが、現状どのようになっていますか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） こちらの区有財産の廃止ということで以前から議員のほうから財産の整理とかを含めていろいろご質問を受けてきているところでございます。町で整備しました固定資産台帳、それと区が把握しているいわゆる財産ということで、そちらの整合性

というか差異がどのくらいあるのかということで、29年、昨年12月に一番大きい松島区の区長さんのほうに区の台帳探しとかその辺をお願いしたいということで、町のほうで依頼しております。ただ、区としても昔の消防会館の取り壊しとかそちらのほうで移動しているということで、ちょっとそちらの書類探しとかその辺でちょっと時間をかかっているということで、そういうことで区長さんのほうからはお話を聞いておまして、あと5月とかと先月にも確認したんですが、まだちょっと確認していないということで、大変申しわけないんですがまだ区と町とのほうの財産の部分の確認、差異の部分がちょっとできかねているというような状況でございます。区有財産の会計の廃止ということで、財産とあとお金のことは別という話もあったかと思うんですが、現在のところはある程度やっぱり区と協議して財産の考え方でやっぱりと区と理解していただく必要性もあるし、協議していく、調整していく必要があるということで、引き続き松島区に整理とかお願いして区と調整ができ次第、区有財産の会計の廃止というような方向で進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私個人的には、別にこの特別会計でも何ら支障はないんだろうなと思っているんだけど、ただそういうふうに答えてきているから今聞いたんですけども、もしその財産の台帳と、そういう台帳みたいな証拠物が見つからないときにはどうなるんですか、これ。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○佐藤財務課長（佐藤 進君） 見つからない場合ということで、こちらは今の段階ではAの方向、Bの方向とはちょっと今考えていないんですが、ある程度やっぱり区と最終的には調整して何らかの形で区及び町と、そしてよりよい方向に進めていくということで検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第63号平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第64号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- 議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第64号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、議案第64号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第66号 工事請負契約の締結について【富山避難路整備工事】

- 議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第66号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

- 13番（色川晴夫君） この入札1億2,000万というようなことで、富山なんですけれどもね。入札がこの2業者しかなかったと、この中に松島の業者さんがいなかったのかなと、こういう思いなんです。復興事業、こういうふうな避難道路に関して松島の業者さんが余り入ってこないというようなことがあるんです。手回らないというようなこともあるかもしれませんが、そういう中で町長、松島の業者さんもう少し頑張っていただければありがた

いなと、このように思うんですけれどもいかががお考えになっていますか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 震災復興なので、できるだけ地元業者、地元業者というふうにはお話し上げています。ただ、現状です。あと2年半近くあるわけですけれども、現状どことはいいませんが、結構町内の業者さん仕事が結構持っていて、それをまず工期期間中に仕上げなくちゃならないというようなことでいっぱいなのかなというふうに思っております。ただ、その後もありますのでね。実はこういったことも公募で実はやっているんですけれども、なかなか応募できない状況なのかなというふうには思っております。議員が言われる地元業者ということを常に頭には入れて今後進めていきたい、このように思います。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 町長当然そのような思いで業界には事あるごとにお話はしているかなと思います。こういう震災復興事業、これがあと終わったら本当にまず業界に不況の嵐が吹いてくるんでないかなと、こういう思いもありますので、でき得る限り地元業者さんに頑張ってもらって、もちろんわかりますよ今町長言うように、ほかに仕事もあると。しかしながら、あと残り、残された時間頑張ってもらえばなんと、地元業者に。ひとつその辺もお願いしたいと思います。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。2番櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） ちょっとこのところを見てきたんですけれども、脇に電線とか青い管とかというふうなのがあるんですけれども、あれは現状その工事の後はどういうふうな形になるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず電線でございますけれども、電線につきましては現状のままという形で変わりはありません。あと青い管は水道管であります。これは階段築造するときには支障になりますので、そちらは移設のほうを考えております。移設箇所につきましては、階段築造する下ではなくて側溝から左側っていうんですか、側溝側のほうに埋設したいという形で考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） あそこはなんか結構雰囲気のある場所なので、景観のほうも配慮されたいのかなと思っています。ですので、この避難道路なんですけれども色とかなんかというふうなのはどういうふうな感じの色、色彩というか、そういうふうな形になるんでしょう

か。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの築造する階段につきましては、色がこれは白御影色という形の擬石ブロックとなっているものですから、松島の手樽地区の岩肌に近い肌色っぽい色になると考えております。あと、秋保石なんかにも、松島港の防潮堤にも使われております秋保石の色に似ているという形の色で考えておりました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） 石というふうなことで、多分滑るのかなという懸念もあると思うんですけども、ここら辺落ち葉とかも結構あるなと思うんで、そこら辺の対策とか何かは考えているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらはコンクリート擬石ブロックになりますけれども、化粧した手樽の岩盤に近い色という形になりますけれども、表面につきましてはザラザラしている形になりますので、余りツルツルしなくて滑りはないと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井 靖議員。

○2番（櫻井 靖君） あともう1つなんですけれども、夜間もホールというふうなことがあります。これを見ると明かりがないというふうな形にもなると思うんですけれども、反射板なりそういうふうなものを設置というふうなのは考えているんでしょうか、そこら辺は夜間の対策をお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 照明につきましては、階段の一番上と階段の下、あと中間に2カ所という形で考えておまして、こちらはずっとつきっぱなしとなっている形になりますが、その間につきましては夜間余り明るくしますと、あそこ防犯上もよくないのかなというものありまして、その辺は大仰寺さん、あと地元の方と調整しながら今後考えていきたいと思っております。反射板的なものもちよっと考えていきたいとは思っておりますが、今のところは反射板は考えておりません。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第67号 工事請負契約の締結について【古浦漁港防潮堤整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第67号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） これについても入札結果見ますと、1社だけの応札ということで、3回目でもう見積もり合わせをしてやっていると、こういう形になっているんですが、そうせざるを得なかったのかどうか、改めて入札をする機会を設けることはできなかったのか、その辺の事情についてお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 入札につきましては、条件付一般競争入札を行い2回目の入札で落札しませんでした。2回目の入札で予定価格に対し0.2%上回っておりますけれども、わずかな金額であったことから松島町建設工事一般競争入札及び指名競争入札執行要領の第5条の再入札というところの第2項にあります予定価格の10%以内ということで、随意契約の折衝をして見積もりの提出をしてもらったものであります。古浦漁港の防潮堤になりますけれども、こちらにつきましてはもう少し早く工事できるのかなと思っておりましたが、JRさんとの近接工事関係の調整がちょっと時間かかりまして、なかなか進まないということもありました。やっと調整がつきましたので、今回発注となったわけなんですけれども、それでも当初の予定からはかなりおくらしているという形になっております。それで再入札等々やりますと、実際設計書組みかえとか、あと新たにまた一般公募をするという形になりますので、2カ月ぐらいはもうおくれるという形になりますことから、なるだけ早い完成を目指しまして随意契約という形に至ったものであります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 早く終わらせたいと、もうね。復興期間ももうすぐ終わりということで、そういう気持ちはわかりますし、この古浦の工事自体がもう我々何度も説明聞いている中でももう3年か4年前からスタートできるんじゃないかというつもりで聞いてきたつもりですから、相当おくれたなという確かに印象はあるんですが。その次、この議案の次の議案以降見てもわかりますように、入札、道路ですからこれ応札する会社も多かったのかとは思いますが、やっぱり入札の応札数が多いほうは落札率が明らかに下がっていると、道路という側面もあって下がっているというのものもあるかもしれませんが、やっぱり競争をするということの重要性というのがこれ出ているんだなと思って見させていただいているわけね。今回1社だけの応札ということで、結局見積もり合わせて99.4とこういう形でおさまってしまったということは、やっぱり少し問題あるのかなと、再入札確かに期間かかるのかもしれませんが、そういった形で費用の削減をしていくということも考え方の中であってよかったんではないのかなという気がするんですが、もう一度ご答弁いただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちら金額が余り下がらなかったという原因、1社ということもありますけれども、入札時に見積書を提出してもらっております。中身も確認させていただきました。中身につきましては、直接工事費については100%をちょっと超えるぐらいとなっておりますけれども、諸経費関連でやっぱりJRさんの近接工事の架設関係とか列車見張り員関係とかそういったものをそろえなければならないということで、その辺で多分最初の見積もりは、見積もりに対して高かったという形になりますけれども、実際のところやはりJR関連の近接工事となりますと業者さんが余り集まらないということもありまして、1社、2社という応札になるのかなという形になっておりました。その中でやはり近接関連の工事の難しさから言いますと、余り金額を下げられないものと町としても考えておりました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 前にも聞いたかもしれませんが、仙石線に近接した工事ということで、JRの請負契約協定みたいなそういう工事の手法になるのかなと思っていたところもあったんですが、そうならなかった理由は何かあるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 町といたしましても当初はJRさんに受託工事ということでお願い

しますということで J R さんと協議してきましたけれども、受託工事の件数がやはり東日本大震災以降かなり多いということで、受託になりますともう平成32年も飛び越えますよという話も受けたということもありまして、近接工事なら実施可能ですということもあったものですから近接工事という形で考えたものであります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） これはそうすると、近接工事、J R が直接請負協定で請け負ったときと、近接工事で請け負ったということで、これ線形が変わったということになるんですか、そうするとこれ若干、J R がやった防潮堤の工事をそのままやれば真っすぐになるんですが、近接工事という形でやるためにこの形になったということに理解していいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） J R と協議した中では、近接工事もしくは受託工事でも今の線形にならざるを得なかったという形になると思います。これ原因がやはり列車が走って、開通してしまってからですと線路に何らかの影響があるとかかなり J R さんとしても困るということで、影響が出ないところまで防潮堤を海側にずらしたという形で考えたという形になります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第68号 工事請負契約の締結について【農道北小泉幡谷線舗装補修その1工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第68号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第69号 工事請負契約の締結について【農道北小泉幡谷線舗装補修その2工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） さっきの議案と同じ内容になると思うんですけども、東日本大震災の関係の大型車両の通行でこれだけの舗装工事がふるさと農免道路が傷んだということがございますので、大型車の交通規制等の考えは持っているんですか。このまま大型車を走らせることによって、今度は幾らか丈夫につくられるようではございますけれども、その辺きちつと対応しないとすぐ道路が傷んでしまうのではないかなという心配がありますので、その辺の進め方について。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今のところ、大型車の規制というのは考えてはおりませんでした。今回舗装をやる際に舗装の時期をちょっと見ていたんですけども、大型車が舗装を直しても余りまた大型交通が多いとまた舗装がすぐ傷んでしまうのではないかとということもありまして、ある程度復興事業が終わるといふのを見越して、今回舗装の時期を選んだということになりますので、少し大型車減ってくるのかなというイメージではおりました。あと、こちら舗装の強度を上げるという形になりますけれども、実際のところは今アスファルト舗装が

5センチ、あと下に上層路盤工が15センチという形になっておりますけれども、その15センチの分の10センチをアスファルト舗装っぽいやつに変えるということで、実際強度から言いますと6センチ5ミリのアスファルト舗装をやったときの強度ぐらまで上げる形になっております。ですので、考えからいきますと2層舗装にもう近い舗装になりますので、強度的にもかなり上がるということで今考えておりました。それで交通量が減ってきたのを見越すのと、あと強度を上げるということで今後壊れないようなという形で考えたものであります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） 議長さんのほうから入られた道路周辺は山合いで多分地盤は固いと思うんですけども、あそこから下がっていった後小泉の周辺は多分地盤がかなり弱いと思うんですよ。その辺も含めて対応をお願いしたいなと思います。かなり弱いと思うんです、後小泉の地域内はね、人家のある前の道路周辺は、あの辺も含めてきちっと対応してください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今回、請負業者さんも決まりましたので、その辺は舗装業者さんの、本当に専門的な業者さんにも見てもらいながらその辺考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第70号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 今回、このふるさと農道ですか、プラス農免道でしたかね、町道になったんですね。この区間、道路の舗装補修工事やるということで、3工区に分けて事業しますよということなんですが、工期も含めておくれないうということなのでそういったことも考えられたんだというふうに思いますけれども、68号ですか、69号かな、68号の議案でも三井住建さんがとっておられて、70号でまた三井住建さんがとっておられるということで、いかなものかなというような気も私としてはするんです。こういう入札を行う場合に、3工区にせっかく分けているわけですから、1工区とれば次は入札できませんよぐらいのルールなりなんなりがあってもよかったのではないのかなというような気もするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 工事につきましては、補正のときにも説明しておりますけれども、1社で1班で施工しますとまず7カ月はかかるだろうなということで、年度内には終わらないという形で考えたものでありまして、これは3工区に分けて3班で施工してということで、それでも約5カ月はかかるということで年度末までかかるのではないかなというイメージでございました。工事発注をするときに、3工区に分ければ最低3班は入れるなということがイメージをしておりまして、1工区というか1工事ですと1班しか入っていただかなければなかなかその分は工期が延びるということもありましたので、確実に3班入っていただいて工事をやっていただくという形で考えております。ですので、2つとった業者さんは2班は必ず入っていただいて工事をやっていただくということで考えて、今からも協議とか進めてまいりたいと思いますので、その辺はやはり3工区に分けたという形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 話わからないわけではないんですが、やっぱり同じ業者が同じように路線上で仕事を取っていくということになれば、大体どのぐらいで価格設定しているのかというのはわかりますよね。1回目ですと3回目ですととるわけですから。その辺に問題はないのかという気もするんですがね。町の最低価格の設定の仕方、歩切の仕方ね。大体推定可能になるわけでしょう。そうすると、どうもこの3つ目までとらせると、2つ目の工事までとら

せるということ自体が入札の制度上の問題としてないのかという気がするわけですよ、私としては。非常にそういう点では同じ路線の工事なわけですから。そういう場合はやっぱり二重に、2つ以上の工事を一緒にとることはだめですよというぐらいの原則なりなんなりがあってもいいんでないかなという気がしたものですからお聞きをしたわけですが、その辺どうなんでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 最低制限価格になりますが、まず見積もり価格もありますが、見積もり価格については業者さんで今町の積算システムと同じように積算システム持っていて、単価も公表になっているということもありまして、町で積算した単価とほとんど変わらない単価というのは算出可能だと思っております。そしてそれで、最低制限価格とありますけれども、最低制限価格も公表という形で業者さん知っておりますので、その辺は価格大体制限価格はわかっているものと思っております。その中で入れてきておりますので、最初に出すやつも最後に出すやつも大体見積もり額というのは制限価格わかって入れてきているのかなという形は考えておりました。その中での競争という形になって取っているということでしたので、その辺は今から入れなくするのかなんとかというのではなくて、業者さん多くということでごまかしてやったという形になります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 言っていることは私もわかるんです。大体どこの自治体行政さんに言っても、私のような質問をすれば今のような答えが返ってくると。これは常識のようになっていくようなんですけれどもね。ただ、私は同じ路線の中で工区をせっかく分けてやるのに同じ業者を取るということよりは、もう少し別な業者が取ってですね、そういう意味の工事の質の問題も含めてね。設計どおりやるんだから質は変わらないんだって言われればそれまでかもしれないけれども、考えてもいいんでないかなという気がするんです。こういう例えば、工事したとき、こういう工事について入札監視委員会に材料としてお示しをしてご意見いただくということになるのかどうか、その辺含めて町としてこういう入札のあり方を変えていく考えはないのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、今の1つで同じ工区の中で、言葉は悪いけれども3工区に分けて同一業者が10社3工区に申し込みしたよと。そして、とれた分から、言葉は悪いけれども抜けていくみたいな感じどうかというお話。このところ今、問題提起がされましたという

ふうに、というか、確認はしていきたいと。ルール上どうなのかという。結局、3つに申し込んだということは3つの班であったり、できるということの意思表示で3つ申し込んでい。1つとったから抜けていくんだというそういう、はみ出しみたいな。そういうところもあるかと思えます。ですので、その辺はちょっと今、入札監視委員会というお話もなんかありましたけれども、ちょっとその辺は実際可能なものか、それとも法的にちょっとなかなか難しいものか、その辺はちょっと勉強させていただきたい。今後の取り扱いについて確認をさせていただきたい。ただ、今までの経過としては、はみ出しのほうがつらいと、これは。公募でやっていてできるという前提がある中でありますので、それを取ったからってのはみ出す、これはちょっと厳しい。であります、一応そういうご意見があったということでもう少しちょっと勉強をさせていただきたいと思えます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今の答弁聞いて思ったんですが、条件つき一般競争入札って条件つけているわけでしょう。その条件に1カ所とったらだめだよということは入れることができるのかと、そういう法的にどういうふうになっているのということをはっきりすれば、この入札条件を変えれば1カ所取ったら勘弁してくださいというようなことをできるんだろうし、そこ入れなければそれは業者さんだって力あれば何ぼでも取れますよということになるわけでしょう。その辺どうなっているんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ですから今言ったように、そこは最初から言ったように条件をつけるのは可能かどうかからスタートしたいと思えます。1つ取ったら抜けてくださいねというようなことの条件つきが可能なものかという、そこからスタートをしていろいろと検討させていただきたいということでもあります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） だから今言ったのは、今の答弁聞いて言ったのは、これまでもそういう入札の問題で結構議論されてきたわけでしょう。これから勉強しますということで、そうなのかなという思いしたので、ここだけははっきりしてくださいねと、じゃあお願いしておきますから。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第71号 物品売買契約の締結について（提案説明）【消防小型動力ポンプ付積載車購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第71号物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 後藤でございます。

老朽化が進んで云々ということで交付金、去年は第4でしたっけ、配備をされて、この後のなんかその配備の要望をされているところはあるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 配備につきましては、年度計画でやっております、ことし第5分団ということになります。来年度につきましては第2分団のほうの車両を更新するという予定になっておまして年次計画で進めているというような状況です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それで今回の議案可決した場合、現存のその処分方法はどうなるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 処分の方法につきましては、昨年度も議会のほうでいろいろご意見いただきまして、国のほうとも協議を進めさせていただきまして、車両等につきましては売り払いのほうで進めさせていただくと。ポンプのほうにつきましては、分団のほうで訓練用で使用できるということですので、そちらのほうで有効利用させていただくということで考えておりました。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって、本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月11日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時18分 散 会